

改訂のご案内（任意共済保険）

① 「マイナンバー（社会保障・税番号）制度」の開始に伴う任意共済の死亡保険金請求時の提出書類について

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月以降の死亡に伴う死亡保険金について、保険会社から税務署に提出する支払調書に「マイナンバー（個人番号）」を記載することが義務付けられました。

つきましては保険金請求時に受取人からマイナンバーのご提出をお願いいたします。

1. マイナンバー確認のためご提出いただく書類 任意共済【主保険】

通常の請求書類に加えて、死亡保険金受取人のマイナンバー（個人番号）を確認できる**以下のいずれかの書類**をご提出ください。（※）

- ・「通知カード」のコピー
- ・「個人番号カード」（裏面：個人番号が記載された面）のコピー
- ・個人番号の記載された住民票のコピー（原本でも可）

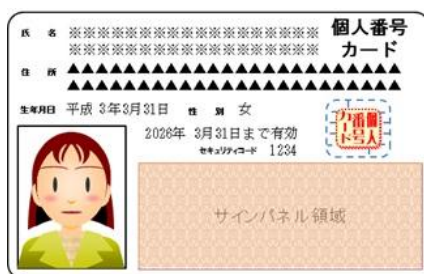
※平成28年1月1日以降の死亡に伴う死亡保険金請求から提出要となります（高度障がい保険金の請求時には提出不要です）

（書類のイメージ）

通知カード



個人番号カード



表面



裏面

2. マイナンバー確認書類のご提出方法 任意共済【主保険】

マイナンバー（個人番号）の記載された書類を**マイナンバー専用封筒に封入・封緘**して、他の請求書類とあわせて提出ください。

カタカナ	様	マイナンバー（個人番号）確認書類 在中 <small>（請求書に記載の受取人ご本人の氏名前をカタカナで記入ください）</small>
封入書類 <small>（ご提出いただく書類いずれか1点にし印を記入ください）</small>		<small>（ご注意ください）</small> ・「個人番号カード」は有効期限内のものをごコピーのうえ、ご提出ください。 ・「住民票（個人番号付き）」をご提出される場合は、本人以外の個人番号が記載されていないものにしてください。 この封筒を他の請求書類とともに、団体の事務ご担当者様へお渡しください。 <small>（この封筒で直接日本生命あてに郵送することはできません。）</small>
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（個人番号の記載がある面）のコピー		
<input type="checkbox"/> 通知カードのコピー		
<input type="checkbox"/> 住民票（個人番号付き）		
日本生命保険相互会社		

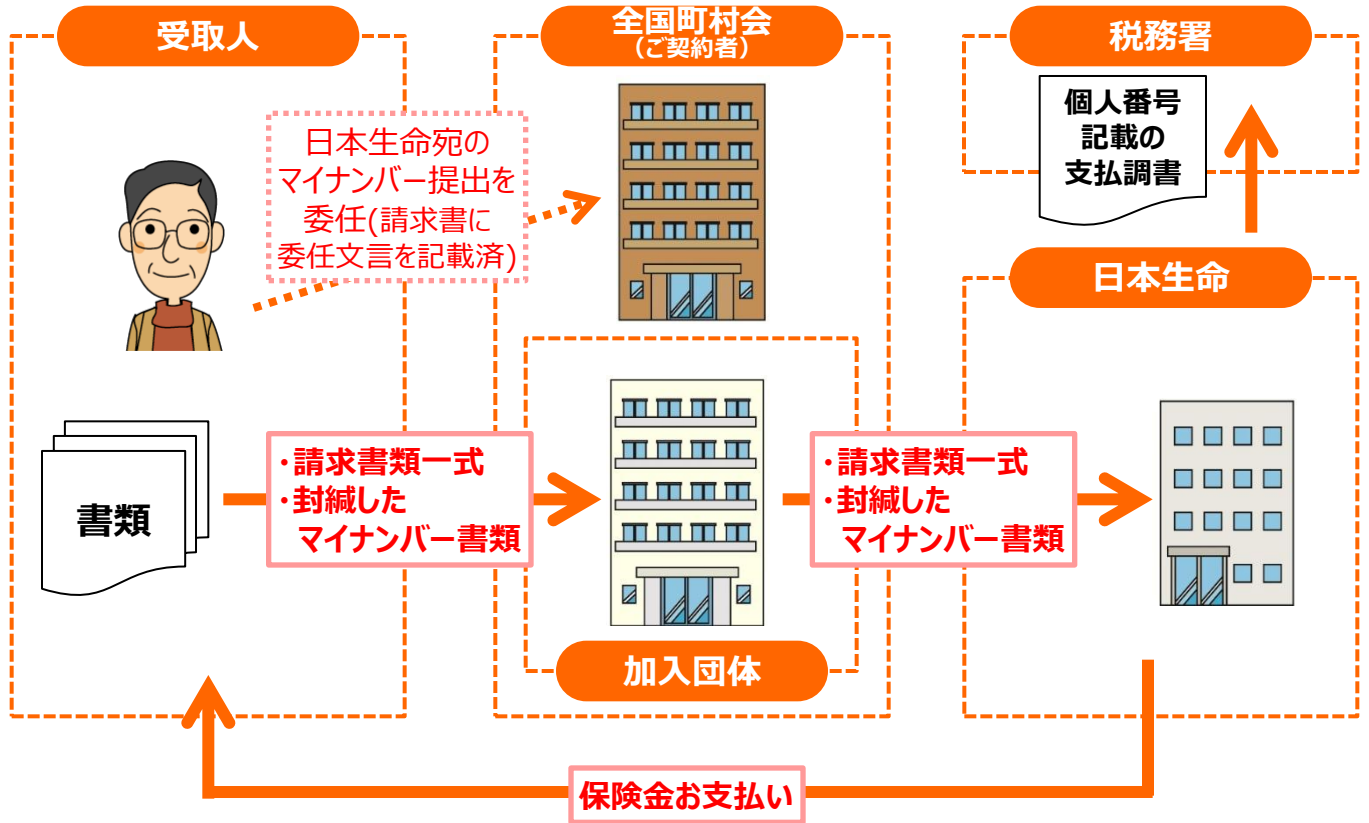
開封厳禁

3. マイナンバーご提出の流れ

任意共済【主保険】

保険金請求書類とマイナンバー専用封筒は、**都道府県町村会（支部）を
経由せず、加入団体から直接、日本生命（団体保険支払サービス課）宛に送付**ください。

（請求手続きの流れ）



【ご参考】保険会社による支払調書の発行について

保険金等支払額が100万円を超える場合に支払調書を発行します。

4. 改訂に伴う帳票の差し替えについて

平成28年1月1日以降の死亡分から改訂後の請求書を使用し、マイナンバー確認書類を添付ください。

	平成27年12月	平成28年1月
「請求書」 「マイナンバー確認書類」 の取扱い	改訂前の請求書を利用 （マイナンバー確認書類は添付不要）	改訂後の請求書を利用 （マイナンバー確認書類（封緘）の添付要）

請求書の
差し替え

②

任意共済保険の保険金・給付金請求時の提出書類 変更(範囲拡大・省略)について

任意共済の保険金・給付金請求時に必要となる書類を見直して、コピーで可とする範囲を拡大したり、省略できる範囲を拡大いたしました。

1. 公的証明書のコピーの取扱開始 任意共済【主保険】 医療保障保険

これまで住民票・印鑑証明書・戸籍謄(抄)本等をご提出いただく場合は原本に限っておりましたが、コピーでも取扱い可となりました。

(加入団体による原本証明(原本である旨の追記および記名・押印)も不要です)

2. 本人確認書類の拡大 任意共済【主保険】 医療保障保険

本人確認書類として以下のいずれかを利用いただけます。

「運転免許証(運転経歴証明書)」のコピー

「パスポート(旅券番号の記載があるページ)」のコピー

「個人番号カード(表面:顔写真がある面)」のコピー

3. 死亡証明書の省略可能 任意共済【主保険】

これまで死亡保険金の請求時には死亡証明書(死亡診断書・死体検案書)をご提出いただいておりましたが、以下のすべての条件を満たす場合は省略可能となりました。

- ①新規加入・増額・復活から死亡までの期間が1年超
- ②ご請求内容が死亡保険金のみ(※1,※2)
- ③死亡保険金額が5,000万円未満
- ④死因が「病死・自然死」「自殺」のいずれか(※1)

※1: 不慮の事故の場合は任意共済の「災害保険金」請求対象となり、「死亡保険金のみ」に該当しないため、死亡証明書(死亡診断書・死体検案書)が必要です。

なお、請求書面では条件④の中に「不慮の事故死」のチェック欄がありますが、本会では使用しませんのでチェックを入れないください。

※2: 任意共済の医療保障保険(入院給付金・手術給付金等)の請求有無は条件②とは関係ありません。

③ 任意共済保険「死亡（高度障がい）保険金請求書」（第10号様式の1）帳票の改訂について

保険金請求時の必要書類の変更等に伴い「死亡（高度障がい）保険金請求書」（第10号様式の1）を改訂しております。

また、**町村.com 内の保険事業（保険部）のページに請求書のPDFファイルを載せております。PDFファイルから印刷して記入・押印する取扱いもスタートします。**

任意共済保険 死亡（高度障がい）保険金請求書（第10号様式の1）

（在職者用）

ニッセイ提出用

記入日 平成 年 月 日

契約者名 全国町村会
 契約者住所 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
 加入団体名
 団体長名

被保険者氏名 フリガナ

受取人住所 (〒) 都道府県 () 電話番号 ()

受取人氏名 フリガナ 性別 男性/女性 生年月日 (大正昭和平成) 年 月 日
 親権者後見人氏名 フリガナ 性別 男性/女性 生年月日 (大正昭和平成) 年 月 日

被保険者住所 (〒) フリガナ

被保険者 (子ども) 同意欄 フリガナ

受取人口座指定欄
 銀行・郵便局 支店名 フリガナ
 預金種目 (普通(総合) 当座) (右づめで記入ください)
 口座番号 (右づめで記入ください) カタカナで記入ください
 名義人 口座名義人
 総合口座(兼預金口座開設)の通帳記号・番号(5桁・8桁)を記入ください。 ※通帳ご利用欄の「新設口座開設」に印があることを確認してください。印がない場合は送金口座に指定できません。

遺族 遺族番号 (9桁の数字を記入ください) 貯金者名 カタカナで記入ください

死亡保険請求に際して、必要書類である「死亡証明書(死亡診断書・死体検案書)」の省略を希望される場合は、以下欄を団体にて記入ください。(省略条件のすべてに該当する場合のみ省略できます)

省略希望 省略する 1年超

①請求内容 死亡保険金のみ

②死亡保険金額 5,000万円未満

③死因(いずれかを選択) 病死・自殺死 不慮の事故死(他殺は含まない) 自殺

④の内容を訂正される場合は届出印にて訂正印を押印ください。死因が不詳であっても、団体に所属している事実等から、他殺・他害その他の要因による死亡でないことが明らかの場合は、省略可能です。その場合、「③死因」の3つの選択肢のすべてに印を記入ください。

マイナンバー提供の委任を受ける契約者を記載
 (届出印欄には加入団体の届出印を押印ください)

日本生命への個人番号提供を契約者（全国町村会）に委任する文言を追加

死亡証明書の省略要件チェック欄を追加
 (災害保険金請求ありの場合
 は死亡証明書省略不可)

不慮の事故 (= 災害保険金請求あり) の場合、「死亡保険金のみ」ではないためチェックは入りません

条件④「不慮の事故死（他殺は含まない）」は本会では該当しないためチェックを入れないでください

保険金請求書をPDFファイルから印刷して使用する場合、受取人は「ニッセイ提出用」に記入・押印し、加入団体で団体記入欄に記入・押印したのちにコピーを取って、団体控としてください。(PDF版には「団体控」のページはありません)

任意共済保険「医療保障保険 給付金請求書」 (第10号様式の2) 案内文書の改訂について

給付金請求時の必要書類の変更等に伴い「医療保障保険 給付金請求書」(第10号様式の2)の案内文書を改訂しております。

また、**町村.com**内の**保険事業(保険部)**のページに**請求書のPDFファイルを載せております**。**PDFファイルから印刷して記入・押印する取扱いもスタートします**。

本人確認書類の取扱範囲拡大

III. その他留意事項

受取人が未成年の場合は、団体の保険事務担当者または当社までご相談ください。

◆主たる被保険者がお亡くなりになられている場合
給付金の受取人は主たる被保険者がお亡くなりになられた時点での法定相続人となります。
(戸籍簿(抄) 本等の写しを添付してください)
○相続者と相続順位となる相続人の関係が不明な場合は前記の戸籍簿(抄)を添付してください。
○住民票(個人番号と記載されていないもの)を添付いただくことにより、戸籍簿(抄)を添付しなくてもご提出いただけます。
(相続順位が不明な場合について)
○受取人全員が相続となる場合は、その代表受取人からご請求ください。この場合、「代表受取人選定に関する申請書」を添付してください。
○ご提出いただく書類(戸籍簿(抄) 本、本人確認書類【注4】)と「代表受取人選定に関する申請書」に記載した内容が一致しない場合は、(詳細は以下の表をご確認ください)。
○ただし、当社が権利者全員の意思表示を確認する必要がある場合には、受取人全員から書類をご提出いただく必要があります。

お支払金額	代表受取人選定に関する申請書【注3】に添付いただく人数	提出書類
100万円未満	提出手続(受取人1名で手続可能)	①受取人1名について権利者であることを確認できる「戸籍簿(抄) 本」 ②受取人1名の「本人確認書類」【注4】
100万円以上 1,000万円未満	代表受取人を含めて2名	①受取人2名について権利者であることを確認できる「戸籍簿(抄) 本」 ②受取人2名それぞれの「本人確認書類」【注4】

ご注意いただきたい点(補足説明)

【注3】 代表受取人と受取人が各自自署のうえ、押印(印鑑証明書をご提出いただく場合は印鑑証明書と同一の印を押印してください)

【注4】 受取人の本人確認書類は、「運転免許証(運転経歴証明書)のコピー」・「パスポート(旅券番号があるページ)のコピー」・「個人番号カード(顔写真がある面)のコピー」のいずれかとなります。
- いずれも有効期限内のもののコピーのうえ、ご提出ください。
- 「運転免許証(運転経歴証明書)のコピー」をご提出にあたり、住所変更・改称されている場合は両面のコピーをください。
- 「運転免許証(運転経歴証明書)」・「パスポート」・「個人番号カード」をお持ちでない場合は、「印鑑証明書(当社受取後3か月以内のもの)」をご提出のうえ、「代表受取人選定に関する申請書」(受取人1名の場合は請求書)証明書と同一の印を押印いただくこともお取扱い可能です。

◆海外滞在中に給付金のお支払事由が発生した場合
○海外における入院・手術等の給付金のご請求に際しては前述のお手続き書類に加え以下の書類をご提出ください。
・現地病院で発行された当社所定の「入院・手術等診断書(証明書)(海外用)」
・上記「入院・手術等診断書(証明書)(海外用)」の翻訳文
※翻訳文については団体名・団体印、または翻訳者の署名・押印・封筒先(枚数)等【団体従業員、日本員等】を記載したものを。
※当社所定以外での現地病院で発行された「診断書」にてご請求の際は、必要項目の記載がない場合、再送をお願いすることがあります。
※度外での入院の場合、治療内容報告書でお取扱いいただけます。

◆お手続き書類のお取寄せについて
○お手続き書類のお取寄せにかかる費用はお客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。ただし、以下項目全てに該当した場合、診断書・証明書(原本)1枚につき、一律5,000円およびその金額の前送料を当社が負担いたします。
・1回の請求手続きにおいて、給付金を全くお支払いできなかった場合
・ご提出いただいた診断書が、当社所定の用紙かつ原本の場合
※上記2点に加え、その他当社所定の要件を満たすことが必要です。

留意事項

- 請求書に記載されている受取人口座への送金となります。
- ご提出いただいた診断書(原本)は返却いたしません。
- お客様がご請求を取下げられた場合等、お支払いできない場合がございます。

各書類の取扱い

当社では、ご提出いただいた書類等は、各種契約の記録・経営管理、給付金等のお支払いに必要な業務でのみ利用し、お手続き完了後も責任をもって厳正に管理いたします。
また、この内容について、「戸籍簿(抄) 本」等に記載されたすべての受取人の方の同意をもちまして、給付金請求書を行っていただく必要がございます。

給付金請求書には大きな変更はございません

全国町村等職員任意共済保険 医療保障保険 給付金請求書 (第10号様式02 ニッセイ提出用)

全国町村会長殿 (株式会社) 日本生命保険相互会社

記入日 平成 年 月 日

貴社約款の規定により、以下契約の給付金を請求します。
請求書4ページ記載の「個人情報の取扱」について同意します。

加入団体名 提出印
団体長 役職・氏名

【ご注意】
○任意共済保険の死亡(高度障害)保険金を同時に請求される場合は、死亡(高度障害)保険金請求書も同時に提出してください。

記号	支部	団体コード	校番	被保険者番号(右づめ)	区分	被保険者氏名
(900)						フリガナ
95060						

受取人住所(送金先住所) 受取人氏名 性別 生年月日 電話番号

受取人口座指定用印欄(個人印押印) 金融機関 預金種目 口座番号(右づめ) 口座名義人

総合口座(振替口座開設)の通帳記号・番号(5桁・8桁)を記入ください。 ※通帳ご利用欄の「振替口座開設」に印があることを確認してください。印がない場合は送金口座に指定できません。

送付先住所(振替口座開設)の通帳記号・番号(5桁・8桁)を記入ください。 ※通帳ご利用欄の「振替口座開設」に印があることを確認してください。印がない場合は送金口座に指定できません。

留意点
- ボールペン等、加算・修正できないもので記入ください(消えるボールペン等は不可)。
- 受取人住所欄にご記入の住所に「送金のご案内」を送付させていただきます。
- 受取人口座指定欄は、受取人本人名義の口座を指定ください。
- 配偶者・ごどもの給付金請求の受取人は、主たる被保険者となります。(受取人口座指定欄は、主たる被保険者の口座を指定ください)。
- 受取人記入欄、ご家族同意欄を訂正される場合は必ず二重線で訂正のうえ、訂正印を押印ください。
※受取人記入欄は、受取人印と同一の印で訂正ください。
※ご家族同意欄は、同意者印と同一の印で訂正ください。

ご家族同意欄
◆ご家族の給付金を請求される場合
請求書4ページ記載の「個人情報の取扱」について同意のうえ、請求対象となる配偶者・ごども(後者のみ)本人が自署・押印(受取人印とは別印)ください。
フリガナ 同意者名(ご家族同意欄)
住所(ご家族同意欄)
氏名

ニッセイ処理欄
受付日 平成 年 月 日
担当者 (所属) 氏名 部 支社
受付印

日本生命保険相互会社

給付金請求書をPDFファイルから印刷して使用する場合、
受取人は「ニッセイ提出用」に記入・押印し、
加入団体で団体記入欄に記入・押印したのちにコピーを取って、団体控としてください。
(PDF版には「団体控」のページはありません)

⑤

マイナンバーに関連する任意共済保険金 請求手続きのQ&A

- Q. 平成27年12月までの死亡について、平成28年1月以降に「改訂前の請求書」が提出された場合、どうしたらよいか？
- A. そのまま日本生命にご提出ください。請求書の取り直しや、個人番号確認書類の添付をご案内いただく必要はございません。
- Q. 平成27年12月までの死亡について、平成28年1月以降に「改訂後の請求書」にて請求することは可能か？
- A. 可能です。「改訂後の請求書」には個人番号の提供に関する委任文言の記載がございますが、個人番号確認書類の添付は不要です。
(もし個人番号確認書類が添付されていても日本生命では受付します。)
- Q. 受取人が個人番号の提供を拒否した場合はどうなるか？
- A. 法令上の義務ですので、提供いただきたい旨、重ねてお願いをします。
仮に個人番号がなかったとしても、日本生命では受取人の利益を優先して支払手続を進めますが、必要な情報であることは変わらないため、再度、何らかの形で提供をお願いすることになります。
- Q. 個人番号の専用封筒は日本生命から提供されたものしか使用できないのか？
- A. 事務処理上、個人番号確認書類であることを明確にし、紛失等のリスクを減らすために専用封筒を用意しておりますので、基本的には専用封筒を使用ください。
(専用封筒が手元に無いなどの場合、市販の封筒を使用いただいても構いませんが、外側に受取人のカナ氏名と『個人番号確認書類 在中』と記載ください。)
- Q. 個人番号確認書類を専用封筒に入れずに受取人から提出された場合は？
- A. 全国町村会は受取人から委任されたうえで個人番号の提供を受けていますので、加入団体において個人番号を見てしまうこと自体に問題はありません。加入団体にて専用封筒に封緘してご提出ください。
- Q. 日本生命に送付した請求一件書類のコピーを保管しているが、個人番号確認書類についてもコピーを保管してよいか？
- A. 管理上問題がありますので、コピーはとらないでください。また、封緘された専用封筒は開封せず日本生命に送付ください。

【保険金・給付金の支払に関する日本生命の問合せ先】

日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課

TEL:0120-302-438

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く)